

令和 8 年度
全国労働衛生週間説明会
〔 資 料 〕

第77回 全国労働衛生週間

スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署
唐津労働基準監督署
武雄労働基準監督署
伊万里労働基準監督署

資 料 目 次

①	令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要	1
②	健康診断等	
	定期健康診断の有所見者率等(人数)の推移	3
	定期健康診断等のご案内	5
	定期健康診断／特定業務従事者の健康診断	6
	定期健康診断の実施後の措置等	7
③	二次健診等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう	8
④	治療と仕事の両立支援	9
⑤	働き方改革関係（労働安全衛生法）	10
⑥	事業場規模、業種別安全衛生管理組織の概要	11
⑦	産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう	12
⑧	精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償等状況(全国)	13
⑨	ストレスチェックマニュアル概要	14
⑩	働く人の心の健康づくりを進めましょう	18
⑪	化学物質による労働災害	20
⑫	S D S を取り寄せ、化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう	21
⑬	化学物質対策サイトのご案内	22
⑭	有機溶剤・特定化学物質・粉じんに係る掲示	23
⑮	化学物質業種・作業別マニュアル	24
⑯	佐賀労働局第 10 次粉じん対策等について	25
⑰	石綿障害防止対策等について	28
⑱	高年齢労働者の安全と健康確保のための指針について	30
⑲	労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されています	32
⑳	佐賀県内の作業環境測定機関	33

令和 8 年度全国労働衛生週間実施要綱の概要

10月1日～7日（準備期間9月1日～30日）

スローガン

『ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場』

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっている。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にある。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置（安衛法第 69 条）の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われている。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は、「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と就業の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとする。

2 スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心と体も健やかに みんな生き生き健康職場

3 期 間

- (1) 本 週 間：10月1日 ～ 10月7日
- (2) 準備期間：9月1日 ～ 9月30日

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

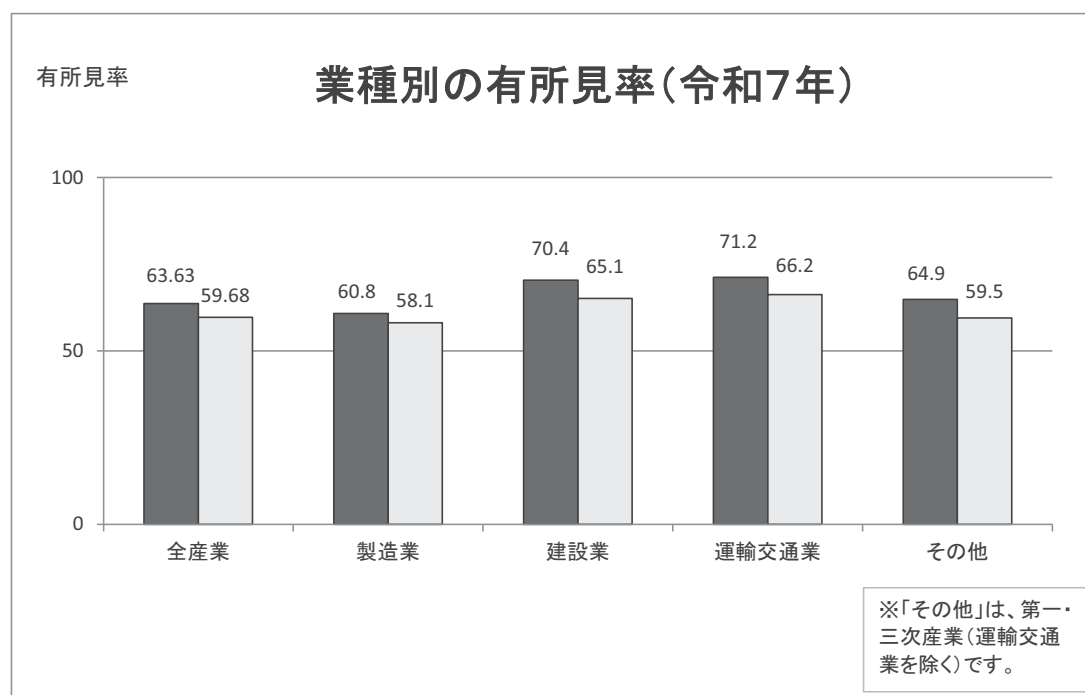
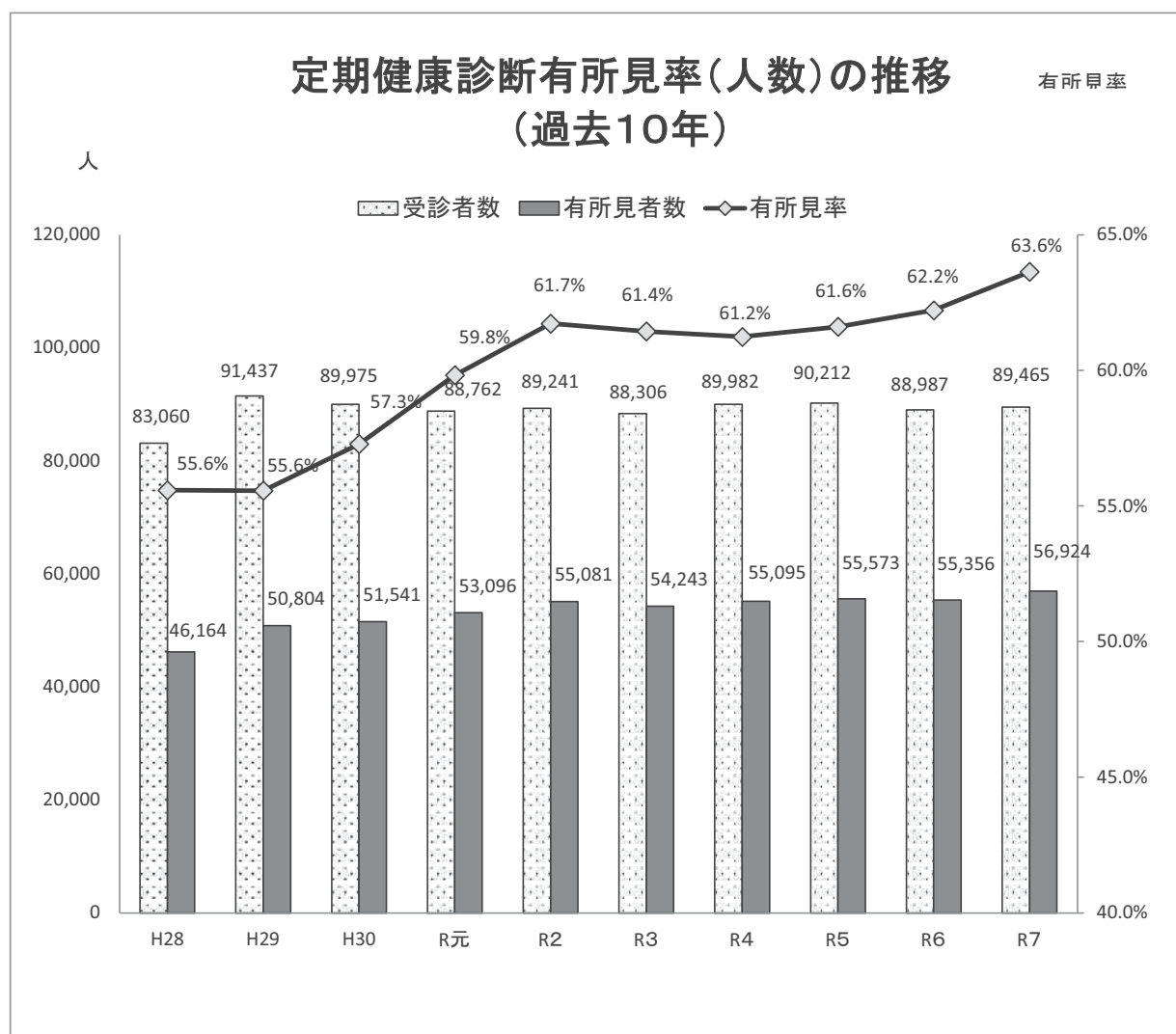
下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

- (ア)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進を図るための必要な措置に関する事項
- (イ) 女性の健康課題の理解促進に関する事項
- (ウ) 労働施策総合推進法及び「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進に関する事項
- (エ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- (オ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
- (カ)「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項
- (キ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
- (ク) 個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項



定期健康診断有所見率等(人数)の推移

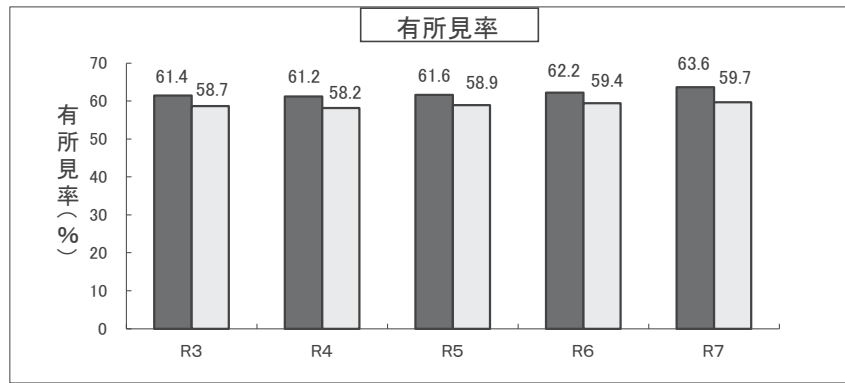
佐賀労働局



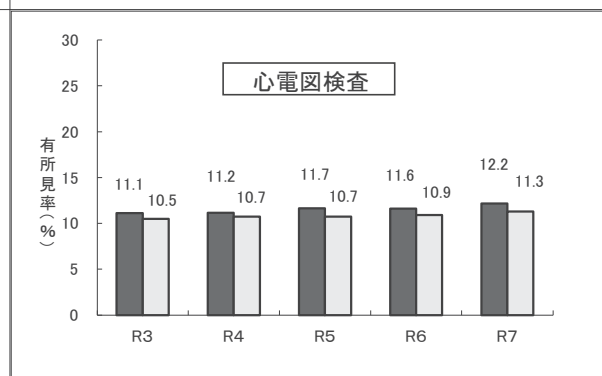
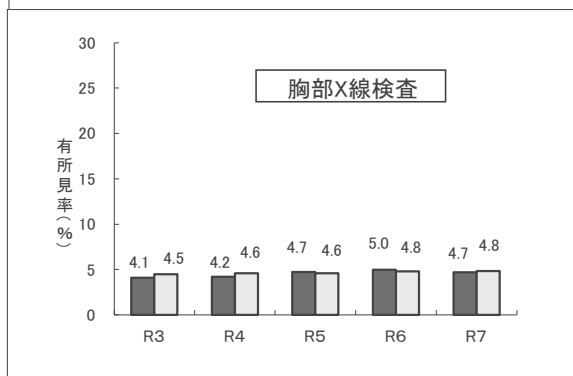
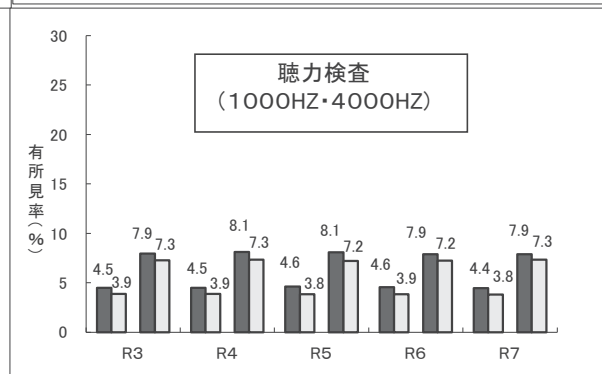
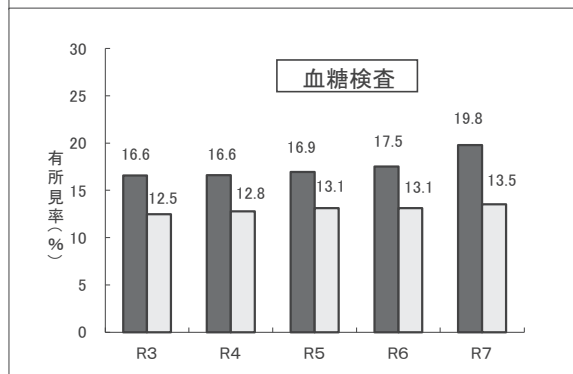
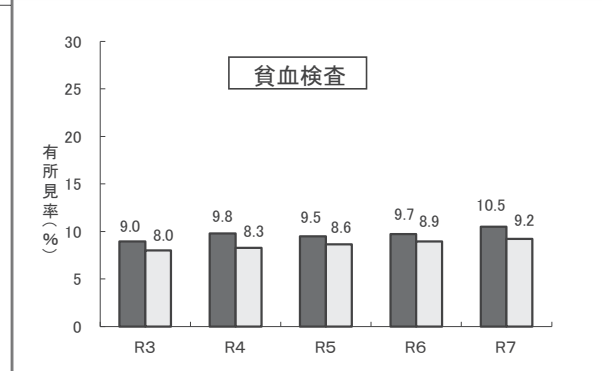
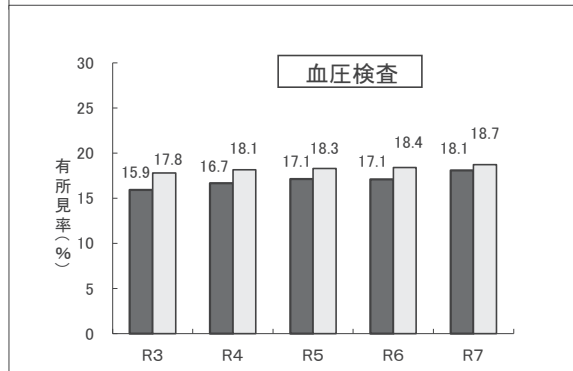
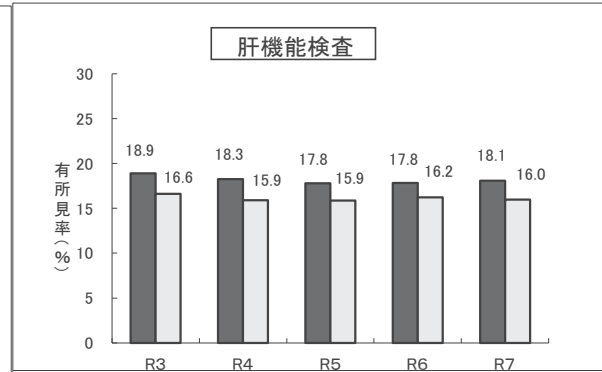
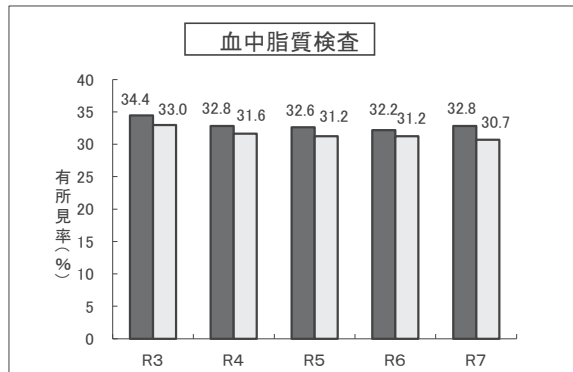
資料: 定期健康診断結果報告(佐賀労働局)

定期健診有所見率＜佐賀県・全国＞

【全産業】



佐賀県
全国



労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のご案内

1 診断項目

1	既往歴及び業務歴の調査
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長☆、体重、腹囲☆、視力及び聴力の検査
4	胸部エックス線検査☆及び喀痰検査☆ ※喀痰検査は令和9年4月以降、診断項目から削除されます。
5	血圧の測定
6	貧血検査（血色素量及び赤血球数）☆
7	肝機能検査（AST,ALT,γ-GT）☆
8	血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド）☆
9	血糖検査（空腹時、随時血糖の検査又はヘモグロビン A1c 検査）☆
10	血清クレアチニン検査☆ ※高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目についても、令和9年4月から血清クレアチニン検査が追加されます。
11	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
12	心電図検査☆

☆の項目は、医師の判断により省略が可能となります。詳しくは下記2をご覧ください。

2 診断項目の省略について

- 血液検査等の診断項目については、雇入れ時の健康診断においては必須ですが、定期健康診断においては、労働安全衛生規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づき、**医師が必要でないと認めるときは省略することができます**とされています。
- 同告示においては、例えば血液検査では40歳未満の者（35歳を除く）について医師が必要でないと認めるときは省略することができる等の基準を示しています。
⇒下表参照
- このような診断項目の省略は、**個々の労働者について、健康状態の経時的な変化や自覚症状・他覚症状等を勘案しながら判断することが大切です。**
なお、他覚症状の有無の検査については医師の判断により聴診等を行うこととしています。

H10.6.24 労働大臣告示第88号「労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

診断項目	医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹 囲	次のいずれかに当てはまる者 ①40歳未満（35歳を除く）の者 ②妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者〔BMI＝体重(kg)÷身長(m) ² (二乗)〕 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ①5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ②感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査 (令和9年3月まで適用され、令和9年4月以降、診断項目から削除)	次のいずれかに当てはまる者 ①胸部エックス線検査を省略された者 ②胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血液検査 (貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査) 心電図検査	35歳未満の者、及び36～39歳の者

診断項目の省略に関する注意事項

- ◇ 法令に基づく血液検査等の項目の省略の判断は、**個々の労働者ごとに、医師が省略可能であると認める場合においてのみ**可能になります。
- ◇ 一部において、血液検査等の項目の省略の判断を、**医師でない者が一律に行うなどの不適切な運用**が懸念されますので、十分ご注意ください。

定期健康診断

常時使用する労働者の健康診断は、
1年以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

*パート・アルバイト等の短時間労働者についても、常時使用する短時間労働者（1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるとき等）は、健康診断を実施する必要があります。

特定業務従事者の健康診断

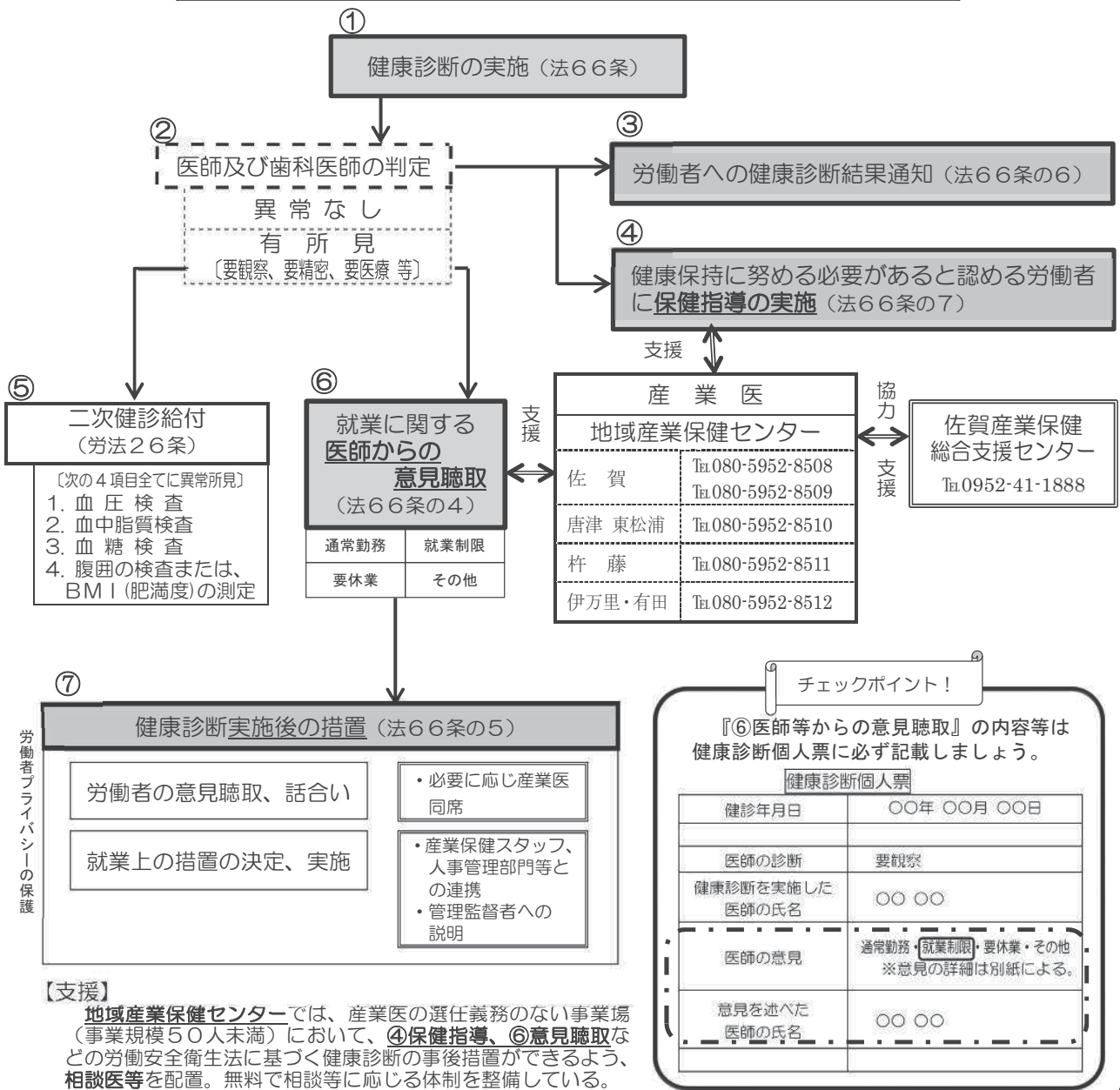
特定業務に従事する労働者の健康診断は、配置替えの際
や6月以内ごとに、1回、定期に、実施してください。

健診受けたら報告を忘れずに！

特定業務一覧表（労働安全衛生規則 第13条 第1項 第3号 イ～カに掲げる業務）

番号	業務の内容及び解説
イ	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 〔・「高熱物体を取り扱う業務」とは、熔融鋳物、煮沸液体等100℃以上のものを取り扱う業務〕 〔・「著しく暑熱な場所」とは、労働者の作業する場所が乾球温度40℃以上の場合等〕
ロ	多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 〔・「低温物体を取り扱う業務」とは、液体空気、ドライアイスなどが皮膚に触れ又は触れるおそれのある業務〕 〔・「著しく寒冷な場所」とは、乾球温度－10℃以下の場所（冷蔵庫、貯氷庫、冷凍庫等の内部）等〕
ハ	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務 〔・ラジウム放射線、エックス線、紫外線等を用いる医療、検査の業務〕 〔・可視光線を用いる映写室内の業務 ・金属土石熔融炉内の監視の業務等〕
ニ	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 〔・植物性、動物性、鉱物性の粉じんが作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数が1,000個以上又は1m ³ 中15mg以上の場所 ・遊離けい石50%以上を含有する粉じんについては、その作業する場所の空気1cm ³ 中に粒子数700個以上又は1m ³ 中10mg以上を含む場所〕
ホ	異常気圧下における業務 〔・高気圧下（圧気工法による大気圧を超える圧力下の作業室の内部等の作業、潜水器を用いる水中での潜水作業など）における業務〕 〔・低気圧下（海拔3,000m以上の高山での作業など）における業務等〕
ヘ	さく岩機、鋌（びよう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 〔・チェーンソー、プッシュクリーナーを含む〕
ト	重量物の取扱い等重激な業務 〔・「重量物を取り扱う業務」とは、30kg以上の重量物を労働時間の30%以上取り扱う業務及び20kg以上の重量物を労働時間の50%以上取り扱う業務〕 〔・「重激な業務」とは、上記に準ずる労働負荷が労働者にかかる業務〕
チ	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 〔・「強烈な騒音を発する場所」とは、等価騒音レベルが90デシベル以上の屋内作業場等〕
リ	坑内における業務
ヌ	深夜業を含む業務 〔・深夜（22:00～5:00）勤務の者が対象〕
ル	水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふっ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ヲ	鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務 〔・「これらに準ずる有害物」とは、鉛の化合物、水銀の化合物（朱のような無害なものを除く）、燐化水素、砒素化合物、シアン化合物、クロム化合物、臭素、弗化水素、硫化水素、硝気（酸化窒素類）アンモニア、エーテル、酢酸アスミル、四塩化エタン、テレピン油、芳香族及びその誘導体、高濃度の炭酸ガス、エチレンオキシド等、ホルムアルデヒド等〕
ワ	病原体によって汚染のおそれが著しい業務 〔伝染病発生地における防疫等の業務等〕
力	その他厚生労働大臣が定める業務

働く人の健康管理 《定期健康診断の実施後の措置等》



※1. 枠は事業者の講ずべき事項 ※2. 『法』は労働安全衛生法 ※3. 『労法』は労働者災害補償保険法

〔 内容の説明 〕

番号	内 容
①	事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時、一般定期のほか、有害業務ごとなどに医師及び歯科医師による健康診断を実施する。
②	健診診断の結果について、診断区分（異常なし、要観察、要精密、要医療等）に関する医師及び歯科医師の判定を受ける。
③	事業者は、健康診断の結果（判定結果を含む）を、遅滞なく労働者に通知する。
④	事業者は、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。
⑤	健康診断の結果「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定」の4項目全てに異常の所見と判定された労働者が、二次健診を受診した場合は、二次健診給付を受けることができる。
⑥	事業者は、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限る）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置（通常勤務、就業制限、要休業等の就業区分及び作業環境管理・作業管理）について医師等の意見を聴く。
⑦	事業者は、⑥の意見を勘案し必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、労働時間の短縮等の措置を講じるほか、作業環境測定の実施、施設・設備の設置、整備等の措置を講じる。 なお、就業上の措置を決定する場合には、予め当該労働者の意見を聴き、十分話し合いその労働者の了解が得られるよう努める。また、就業上の措置の実施に当たっては、産業保健スタッフ、労務管理部門と連携するとともに、プライバシーに配慮しつつ、当該労働者の管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について説明を行う。

二次健康診断等給付を受けて脳・心臓疾患を予防しましょう！

～ 脳・心臓疾患（脳内出血・くも膜下出血・心筋梗塞など）を未然に防ぐために ～

近年、定期健康診断による有所見率は年々増加するなど、健康に問題を抱える労働者が増加傾向にあります。このような状況の中で、業務によるストレスや過重な負荷により、脳血管疾患及び心臓疾患等（以下「脳・心臓疾患」といいます。）を発症し、死亡又は障害状態に至ったとして労災認定される件数も増加傾向にあります。

このような脳・心臓疾患の発症は、本人やその家族はもちろん、企業にとっても重大な問題であり、社会的にも「過労死」等として大きな問題となっています。

一方で、脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が効果的であるとされています。

二次健康診断等給付は、直近の定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患を発症する危険性が高いと判断された方々に対して、「脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断」及び「脳・心臓疾患の発症の予防を図るための医師等による特定保健指導」を受診者の負担なく受けることができる制度です。

1 二次健康診断等給付の支給基準

(1) 一次健康診断の結果、次の①～④の項目すべてに異常所見が認められること。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査または、BMI（肥満度）の測定

全て
異常所見

二次健康診断等給付
・二次健康診断
・特定保健指導

再チェック!!
～活かそう産業医等の意見～

一次健康診断を行った医師が、①～④の検査項目のいずれかについては異常の所見が認められないと診断した場合で、その後、産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見が認められると診断した場合には、**産業医等の意見を優先して、異常の所見があると**みなします。

(2) 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。

(3) 労災保険の特別加入者でないこと。（労働者であること。）

(4) 二次健康診断等給付の請求（申込み）が一次健康診断受診日から3ヶ月以内であること。

(5) 当該年度内に二次健康診断等給付を受けていないこと。

2 二次健康診断等給付の内容

3万円程度の内容です。

(1) 二次健康診断

（脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査）

- ① 空腹時血中脂質検査
- ② 空腹時血糖値検査
- ③ ヘモグロビンA1c（エーワンシー）検査
- ④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査
- ⑤ 頸部超音波検査
- ⑥ 微量アルブミン尿検査

(2) 特定保健指導

（脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師又は保健師の面接により行う保健指導）

- ① 栄養指導（適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導）
- ② 運動指導（必要な運動の指針を示す指導）
- ③ 生活指導（飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導）

3 二次健康診断等の受診・給付請求の方法及び留意事項

(1) 二次健康診断等給付をご希望の方は、事前に二次健康診断等を実施する医療機関へ電話等で受診申込みのうえ、受診の際に必要な事項に記名押印した二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）と一次健康診断結果（写）を医療機関へ提出し受診してください。

二次健康診断等を実施する医療機関（「二次健康診断等給付医療機関」といいます。）の一覧と二次健康診断等給付請求書（様式第16号の10の2）は佐賀労働局のホームページから取得できます。〔佐賀労働局＞各種法令・制度・手続き＞労災保険関係＞二次健康診断等給付〕及び二次健康診断等給付医療機関名簿（佐賀県内版）



(2) 事業主の措置として、二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合には、労働安全衛生法に基づき、医師等の意見を聴取し、就業上の措置（深夜業の回数の減少、労働時間の短縮、作業の転換など。）を講じる義務があります。

※ ご不明な点がございましたら佐賀労働局 労働基準部 労災補償課（Tel0952-32-7193）までお尋ねください。

治療と就業の両立支援

がん等の病気になっても仕事をやめず、
治療を受けながら働き続けられるようになってきました。

令和8年4月1日から事業主の努力義務となりました！

事業主の皆さまへ

- ◇ 働く人の高齢化等により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面していませんか。
- ◇ 治療を受けながら働く労働者のために、柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度等の準備は大丈夫ですか。
- ◇ 安心して相談できる窓口はご存じですか。

事業主にとっても重要です

- 労働者の「健康確保」の増進
- 継続的な人材の確保ノウハウの活用とその伝承
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化 など

労働者の皆さまへ

- ◇ 病気でも働き続けたい方、一人で悩んでいませんか。
- ◇ 治療に専念できる職場ですか。
- ◇ 働き続けたいのに、病気の治療を理由に「退職してくれ」「治ったらきてくれ」と言われていませんか。
- ◇ 安心して相談できる窓口はご存じですか。

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入が得られる
- 働きがい、生きがいが得られる など

治療と就業の両立を
実現しやすい職場の
環境整備

- 事業主による「治療と就業の両立支援」基本方針の表明と労働者への周知
- がんなどの病気や、両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- 治療への配慮が円滑にすすむような職場風土の醸成
- 安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入 など

相
談
窓
口

佐賀労働局 健康安全課

TEL 0952-32-7176

- ・ 企業の人事・労務担当の方からの相談をお受けします。
- ・ 下記の相談窓口もございますが、相談窓口がよくわからないときはこちらに相談ください。

佐賀産業保健総合支援センター

TEL 0952-41-1888

- ・ 専門スタッフが職場や医療機関を訪問し、両立支援のためのお手伝いをします。
- 人事労務担当者などからの相談対応
- 意識啓発のための管理監督者等向け両立支援教育
- 職場内体制、勤務・休暇制度、規定等の環境整備のための助言
- 医療機関等と連携した職場と患者(労働者)との調整支援
- 治療と仕事の両立支援制度を導入し、適用した事業主への助成金の支給にかかる相談対応

佐賀労働局 雇用環境・均等室

TEL 0952-32-7218

- ・ 事業主、労働者からの雇用に関する相談をお受けします。
- がん等の病気になった労働者の柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度を導入したい[事業主]
- がん等の長期療養が必要な病気と診断されたら会社に申し出たら、退職届を書いて提出するよう人事担当者から言われた[労働者]
- 治療により就労(出勤)可能となったのに、復職を認めてくれない[労働者]

佐賀県若年性認知症支援センター

TEL 0952-37-8545

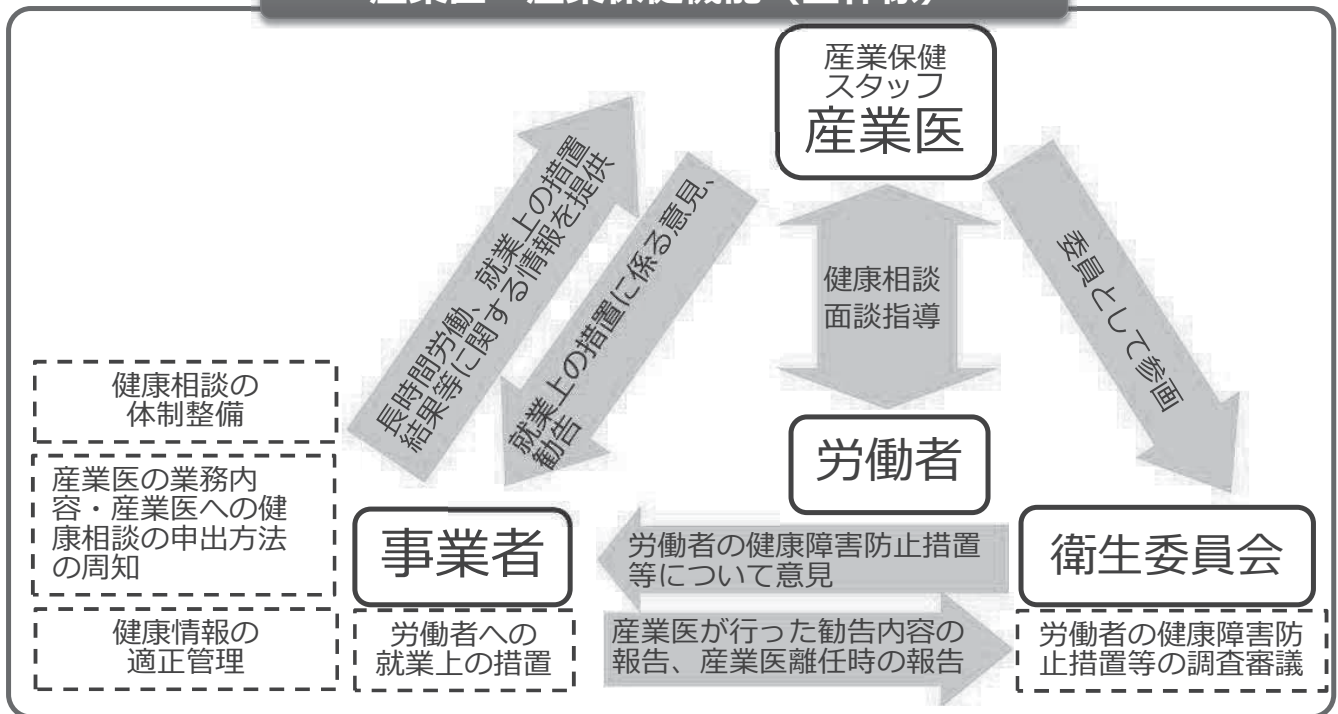
- ・ 支援コーディネーターが若年性認知症に関する相談をお受けします。

佐賀県地域両立支援
推進チームが
周知・啓発活動を
行っています

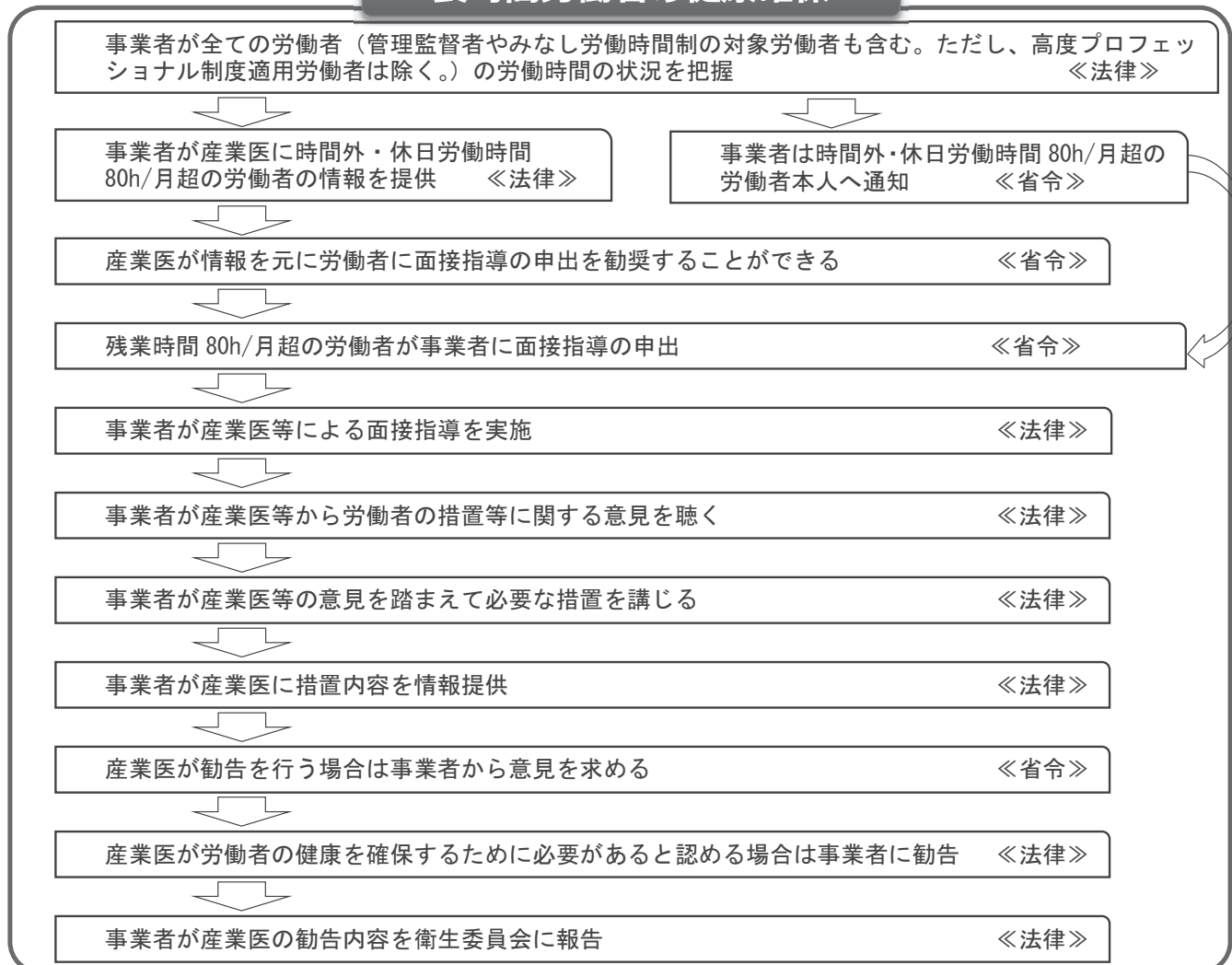
- ・ 佐賀県健康福祉政策課
- ・ 佐賀県長寿社会課
- ・ 佐賀県医師会
- ・ 佐賀県薬剤師会
- ・ 佐賀県経営者協会
- ・ 佐賀県社会保険労務士会
- ・ 日本産業カウンセラー協会
- ・ 佐賀労働局職業安定課
- ・ 佐賀労働局健康安全課[事務局]TEL0952-32-7176
- ・ 佐賀大学医学部付属病院肝疾患センター
- ・ 佐賀県若年性認知症支援センター
- ・ 佐賀県難病相談支援センター
- ・ 佐賀県医療ソーシャルワーカー協会
- ・ 日本労働組合総連合会佐賀県連合会
- ・ 日本キャリア開発協会
- ・ 佐賀産業保健総合支援センター
- ・ 佐賀労働局雇用環境・均等室

働き方改革関係 労働安全衛生法

産業医・産業保健機能（全体像）



長時間労働者の健康確保



ご不明な点は、佐賀労働局労働基準部健康安全課又は労働基準監督署安全衛生担当部署までお問い合わせください。

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織の概要

		I	II	III			
業種 規模 (人)		林 鋳 建 運 清 設 送 掃 業 業 業 業 業	製 (物の加工業を含む) 通 電 ガ 水 熱 自 機 供 車 給 修 造 信 気 ス 道 給 理 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業	各種商品卸売 家具・建具・ じゅう器等卸売 各種商品小売 燃料小売 旅 館 ゴルフ場 業 業 業 業 業 業 業	その他の業種		
1,000～	安衛	事業者 選任 総括安全衛生管理者 (安衛法第10条) 指揮 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条) 産業医 (安衛法13条)	安衛	事業者 選任 総括安全衛生管理者 指揮 安全管理者 衛生管理者 産業医	衛	事業者 選任 総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医	「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づき、安全推進者の選任をお願いします。
300～999					衛	事業者 選任 衛生管理者 産業医	
100～299	安衛		安衛	事業者 安全管理者 衛生管理者 産業医			
50～99	安衛	事業者 選任 安全管理者 衛生管理者 産業医	衛	事業者 安全管理者 衛生管理者 産業医			
10～49		事業者 選任 安全衛生推進者 (安衛法12条の2)		事業者 選任 安全衛生推進者	※	事業者 選任 衛生推進者	
1～9		事業者		事業者		事業者	

安衛：安全衛生委員会の設置義務事業場

衛 生委員会の
設置義務事業場

👉報告はこちらから

以下の場合には所轄労働基準監督署に報告が必要です！

總括安全衛生管理者
 安 全 生 理 者
 衛 管 理 者
 衛 管 理 者
 衛 管 理 者

選任時 + 産業医解任時

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に労働基準監督署長に報告していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2する必要があります。

※1 産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2 辞任等の報告は令和8年8月1日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- 電子申請は「e-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。



Q 産業医の辞任等があったあと、産業医を選任していますか？

- 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- 選任していた産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任する必要があります。
- 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なくその旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告しなければなりません。

Q 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載していますか？

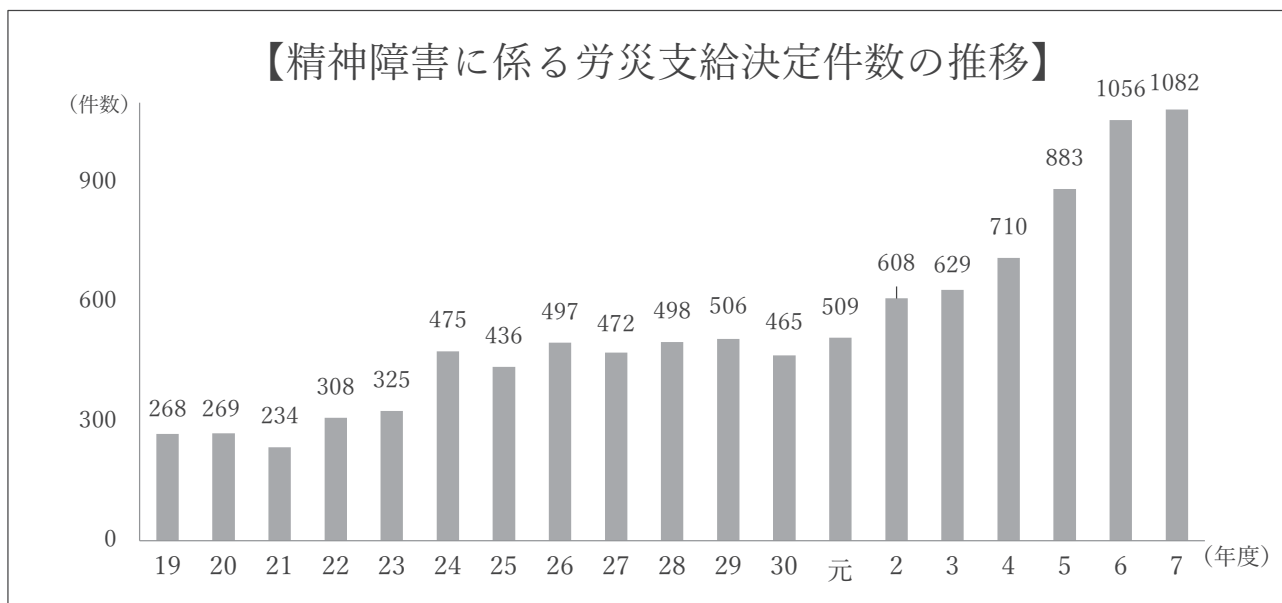
- 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- 定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載する必要があります。



精神障害及び脳・心臓疾患事案に係る労災補償状況(全国)

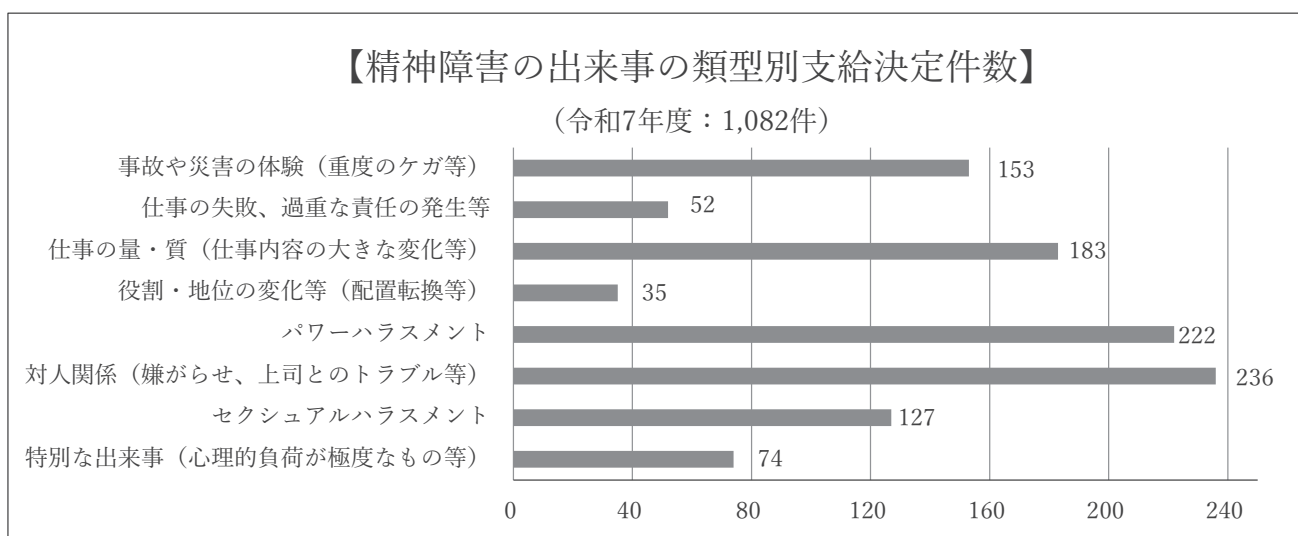
1 精神障害に係る労災支給決定件数の推移

★ メンタルヘルス対策と関係のある精神障害に係る労災補償状況は次のとおりです。



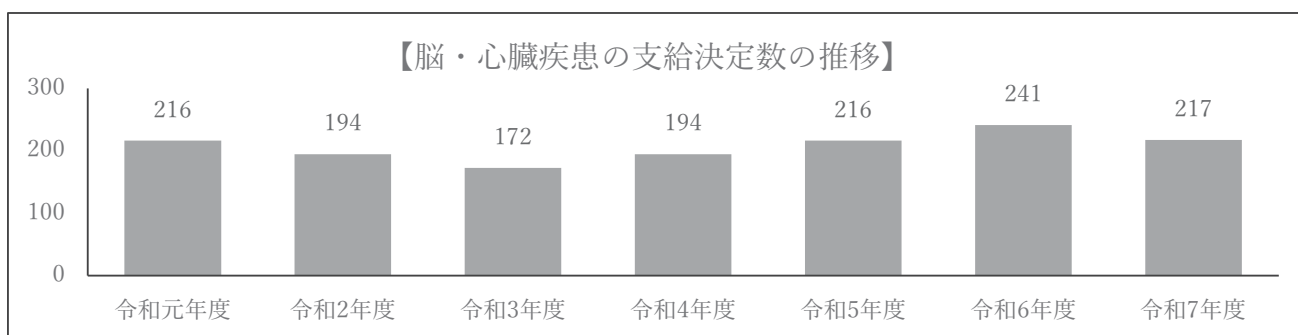
※ 令和7年度の「精神障害に係る労災支給決定件数」は1,082件であり、前年度比26件増であった。

2 精神障害の「出来事の類型別」支給決定件数（令和7年度）



※ 令和7年度の労災支給決定件数の「出来事の類型別」については、多い順に、①対人関係（嫌がらせ等）236件、②パワーハラスメント222件、③仕事の質・量（仕事の内容の大きな変化等）183件であった。

3 脳・心臓疾患の支給決定件数の推移



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

本スタートガイドは、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入・実施にあたり、マニュアルを円滑に活用いただくため、そのポイントをお示しするものです。マニュアル本体と併せてご利用ください。



厚生労働省HP

はじめに

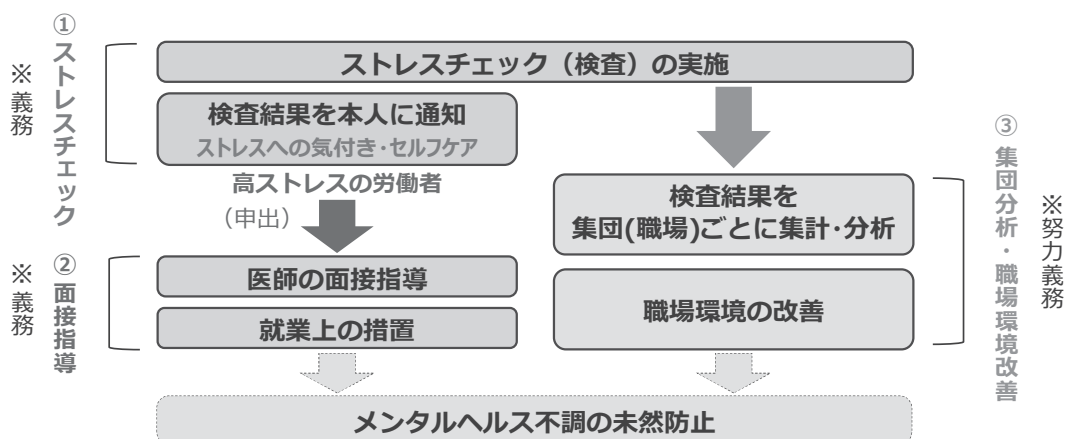
- ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者を実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）
- 2025年の労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は令和10年4月1日）

0 ストレスチェック制度とは

マニュアルP 3～6

✦ ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止です。メンタルヘルス不調者の発見ではありません。

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック（検査）を実施し、
 - ① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげます。



ストレスチェック制度に取り組む意義

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたび、メンタルヘルス不調になってしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった、持続的な経営につながります。特に人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題に位置付けて、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



1 ストレスチェック制度の実施に向けた準備

マニュアルP7～10

🔧 労働者に安心してストレスチェックを受けてもらえるようにするため、準備が重要です。

ToDo

- 1-1 事業者は、実施責任者として、制度導入の方針表明を行います。
- 1-2 社内の実施体制・実施方法について、労働者の意見を聴きます。
- 1-3 社内ルールを作成し、周知します。



ポイント

- マニュアルには、方針表明や社内ルール（規程）の作成のためのモデル例を掲載しています。
- 関係労働者の意見を聴く方法について事例も掲載しています。

2 社内の実施体制・実施方法の決定

マニュアルP11～16

🔧 労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託による実施が推奨されます。

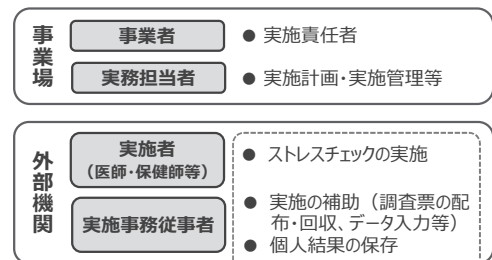
ToDo

- 2-1 事業場内には、委託先との契約・連絡調整等を行う実務担当者を指名します。

ポイント

- 個人結果等の健康情報の取扱は外部機関で完結し、事業場内では取り扱いません。
- 実務担当者には、衛生推進者又は安全衛生推進者を選任することが望まれます。

実施体制（イメージ）



※健康情報を取り扱うため守秘義務あり

- 2-2 ストレスチェックの委託先を選定します。選定に当たっては、外部機関から「サービス内容事前説明書」を作成・説明してもらい、提案内容を確認します。

ポイント

- 外部機関の提案内容（各サービスの内容、料金等）をもとに、委託先について比較検討します。
 - ① ストレスチェック及び集団分析は、当該外部機関に委託することとするのか
 - ② 医師の面接指導は、どこに依頼することとするのか

医師の面接指導の依頼先としては、以下のような選択肢があります。

- ・ 外部機関のオプションサービス
- ・ 地域産業保健センター（注）
- ・ 産業保健に対応する医療機関等（別途契約）

注：厚生労働省が設置する小規模事業場の支援機関（全国350か所）。面接指導など、医師による産業保健サービスが無料で受けられます。

- 外部機関の提案等を踏まえ、ストレスチェックの実施時期、調査票の項目・調査形態（紙又はウェブ）等について決定します。
- マニュアルでは、外部機関の提案内容を確認するためのチェックポイントをお示ししています。ストレスチェックの実施方法や、特に料金体系（どこまでが標準サービスか／オプションサービスか、別料金とされている内容は適切か等）についてチェックします。

マニュアルP17～19

調査票（国が推奨する57項目版）のイメージ

あなたの仕事についてうかがいます。	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事処理しきれない	1	2	3	4
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
あなたの周りの方々についてうかがいます。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？	非常に	かなり	多少	ほとんどない
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚				

3-1 労働者への調査票の配布・回収、個人結果の通知は、委託先から直接行われます。

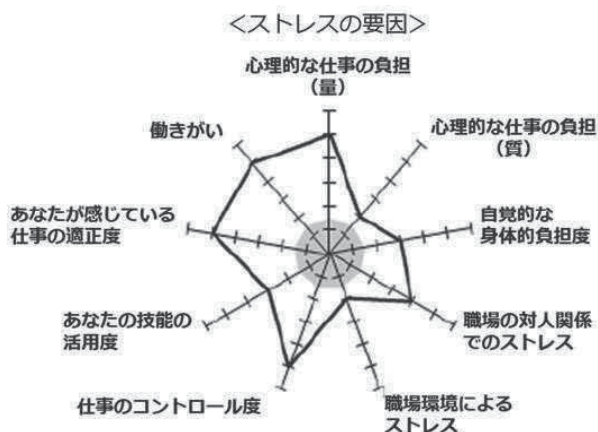
ポイント

- 個人結果は事業者には提供されません。事業者には、個人が特定されない方法で集団（事業場、職場等の単位）ごとに集計・分析した結果が提供されます（後述）。

ポイント

- 委託先の実施者（医師、保健師等）から、個人ごとに結果（ストレスプロフィール、セルフケアのアドバイス、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か（申出勧奨）等）が通知されます。
- 労働者のセルフケアのため、厚生労働省のポータルサイト「こころの耳」（各種セルフケアツールやこころの相談窓口（無料））の活用について、情報提供するといひでしょう。

あなたのストレスプロフィール



あなたのストレスの程度

○ ストレスが高い状態です(高ストレス者に該当)

セルフケアのためのアドバイス

[illegible]

- ☐ ○ 医師の面接指導を受けていただくことをお勧めします。面接指導の申出は、以下の申出窓口に連絡ください。
-
- ☐ ○ 医師の面接指導ではなく、相談を希望する場合は、以下の相談窓口に連絡ください。

4 医師の面接指導

マニュアルP20～25

✧ 高ストレスの労働者は、申し出ること、医師の面接指導を受けることができます。

ToDo

- 4-1 申出があった場合、面接指導の実施を医師に依頼します。
- 4-2 面接指導に必要な情報をとりまとめて、医師に提供します。
- 4-3 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴取します。
- 4-4 医師の意見を踏まえて、必要な就業上の措置を実施します。



ポイント

- マニュアルを参考に、労働者が安心して申出できるための環境を整備することが重要です。

- 4-5 面接指導以外の相談できる窓口についても、情報提供することが望めます。

ポイント

- 厚労省の「こころの耳」相談窓口（電話・メール・SNS）は、どなたでも無料で利用できます。

5 集団分析・職場環境改善

マニュアルP26～28

✧ 集団分析を通じて、職場環境のストレス要因を把握し、軽減に取り組むよう努めましょう。

ToDo

- 5-1 委託先から、ストレスチェック結果を集団ごとに集計・分析してもらいます。

ポイント

- 平均値や経年で比較するなどの方法で、職場のストレスの状況を調べます。
- 集団の単位が10人を下回る場合には、個人が特定されるおそれがあることから、原則、集団分析結果の提供を受けてはいけません。

- 5-2 集団分析結果等を活用し、職場環境の改善のための取組を行います。

ポイント

- 取組内容は極めて多様です。マニュアルには、小規模事業場等の取組事例を掲載しています。

6 労働者のプライバシーの保護

マニュアルP29

7 不利益取扱いの禁止

マニュアルP30

✧ ストレスチェック制度は、個人情報保護され、不正な目的で利用されないことで、労働者が安心して受けることができ、適切な対応や改善につなげられる仕組みです。

ポイント

- 労働者のプライバシーの保護を徹底し、不利益な取扱いを防止することが重要です。
- 事業者がやってはいけない禁止事項について、マニュアルにより具体的に確認しましょう。

（令和8年3月）



働く人の心の健康づくり を進めましょう

メンタルヘルスに関する相談機関のネットワーク

「メンタルネット」
のご案内

職場におけるメンタルヘルス対策の進め方については、

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」

(改正 平成27年11月30日 公示第6号)

で示されており、概要は次のとおりです。

事業主自らメンタルヘルスカを積極的に推進することを表明

心の健康づくり計画の策定

衛生委員会における調査審議

労働者自らの
セルフケア

管理監督者等の
ラインケア

産業医等、衛生管
理者等、保健師等
産業保健の
スタッフケア

(事業場内でのケア)

事業場以外の
機関、専門家の
事業場外資源
によるケア

「メンタルネット」
をご利用下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

対面、電話、FAX、メールによりメンタルヘルス不調の予防から職場復帰までのメンタルヘルス対策全般について相談、問い合わせに応じます。

また、事業場を訪問してメンタルヘルス対策の導入や実施を専門家がアドバイスします。

たとえば、事業場にはこんな内容について助言いたします。

- 心の健康づくり計画はどのようにつくればよいのか
- 職場復帰支援プログラムはどのようにつくるのか
- 社内のメンタルヘルス相談体制はどのようにするのか
- 社内スタッフや従業員への教育・研修はどうか
- ストレスチェック制度の導入はどのようにするのか

相談は
全て
無料

所在地 佐賀県佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

電話 0952-41-1888 F A X 0952-41-1887

メー ル sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

* 詳しくは、 佐賀産業保健総合支援センター

検索

<http://www.sagas.johas.go.jp/>

メンタルヘルスの相談はメンタルネットへ！

「労働者のメンタルヘルス(心の健康)に関する相談・支援機関一覧」

相談等は原則無料です。

詳しくは各機関にお気軽にお問い合わせください。

佐賀産業保健総合支援センター

★メンタルヘルスに関する個別相談機関

★管理監督者、産業医などへの支援機関

窓口開設時間 8:30 ~ 17:15

0952-41-1888

地域産業保健センター

★メンタルヘルスに関する個別相談機関
(50人未満の小規模事業場に対応)佐賀 地域産業保健センター 080-5952-8508
080-5952-8509

唐津東松浦 地域産業保健センター 080-5952-8510

杵藤 地域産業保健センター 080-5952-8511

伊万里・有田 地域産業保健センター 080-5952-8512

各地域保健福祉事務所

★メンタルヘルスに関する個別相談機関

佐賀中部保健福祉事務所 (0952)30-1691

鳥栖保健福祉事務所 (0942)83-3579

唐津保健福祉事務所 (0955)73-4187

伊万里保健福祉事務所 (0955)23-5186

杵藤保健福祉事務所 (0954)22-2105

中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター★メンタルヘルス対策の体制づくりの協力
★管理監督者などへの教育の協力

(092)437-1664

(九州安全衛生サービスセンター)

(0952)37-8277(佐賀県労働基準協会内)

佐賀労働局

★職場でのパワハラ・いじめ、トラブル、
セクシュアルハラスメント等の相談

雇用環境・均等室 (0952)32-7218

★労働安全衛生法、メンタル指針に関する相談

労働基準部健康安全課 (0952)32-7176

社会福祉法人佐賀いのちの電話

★メンタルヘルスに関する個別電話相談機関

自殺予防相談電話 (0952)34-4343
(24時間)佐賀県自殺予防夜間相談電話 0120-400-337
(毎日23時~5時)全国自殺予防いのちの電話 0120-783-556
(毎月10日8時~11日8時)

佐賀県医師会

★産業医のメンタルヘルス研修の実施

(0952)37-1414

一般社団法人佐賀県精神科病院協会

★管理監督者などへの教育の協力

(0952)34-4599

佐賀県精神科救急情報センター

★緊急医療の要否判断(トリアージ)

★医療機関の紹介・連絡取次

(0952)20-0212 (24時間365日対応)

佐賀県精神保健福祉センター

★メンタルヘルスに関する個別相談機関

★管理監督者などへの教育の協力

代表 (0952)73-5060

佐賀こころの電話 (0952)73-5556

佐賀障害者職業センター

★リワーク(職場復帰)支援プログラムの実施

★管理監督者などへの教育の協力

(0952)24-8030

※ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

検索

(厚生労働省委託事業)

● こころの耳 電話相談(無料) 0120-565-455 (月・火 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00)

【祝日、年末年始は除く】

● こころの耳 メール相談 メールアドレス: <https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

化学物質による労働災害

○ 化学物質の性状に関連の強い労働災害の発生状況（全国）

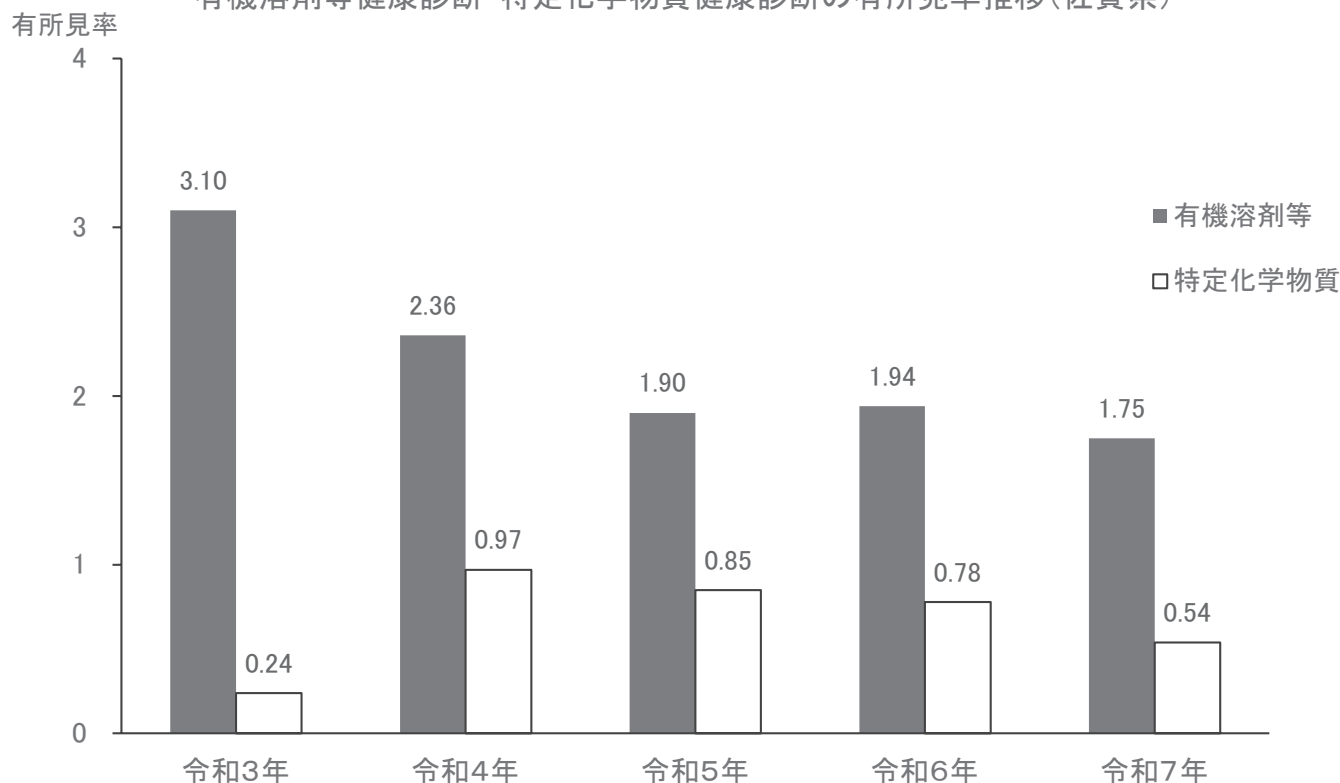
【年】 【事故の型】	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
有害物との接触	369	409	397	404	430	408	442	463	470	519	4311
爆発	32	39	39	35	34	34	34	49	38	41	375
火災	56	30	41	95	34	30	36	30	36	42	430
合計	457	478	477	534	498	472	512	542	544	602	5116

○ 災害事例（化学物質による中毒・疾病・皮膚障害等）

No.	業種	（薬剤・作業の特徴等）	作業名	傷病部位	傷病名
災害発生状況					
1	食料品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	足	薬傷
脚立に上り天井や壁の油落とし作業をしている時に、油落とし洗剤が脚立にこぼれていたのに気が付かず、脚立に接している右足の制服の上から洗剤が染み込み、皮膚に直接触れてしまい、肌がただれおちる状態になった。					
2	食料品製造業	（消毒・除菌・殺菌・漂白）	消毒液調製	目	角膜上皮びらん
午前中に使用した器具を消毒するための消毒液を作る作業で、70リットルの水が入ったタンクに次亜塩素酸ソーダを計量カップで100cc入れたところ、液がはねて目に入った。保護眼鏡を着用していなかった。					
3	化学工業	（原料）	製造	手	化学熱傷
ハイライト製剤用の原料投入吸引用ノズルをファイバードラム内に挿入し、ハイライト粉を仕込む作業を実施。作業終了後に手の甲、手首の炎症があることに他社員が気付いた。作業では保護具として手袋をしていたが、ハイライト粉末が手袋隙間から滲入し、汗により付着したことで薬傷となったと考えられる。					
4	金属製品製造業	（洗剤・洗浄剤）	清掃・洗浄	頭部・頸部・腹部	化学熱傷
アルミのエッチング薬品液を更新作業において、水が入ったエッチング槽に粉末状の苛性ソーダを投入したところ、水を約60℃に加熱していたため突沸が起り、飛散した薬品液が顔面、首、脇腹にかかり化学熱傷を負った。					
5	土木工事業	（アルカリ性物質）	コンクリート打設作業	足（膝から下）	難治性潰瘍
コンクリート打設作業において、水叩きコンクリートの枠内に流し込んだ生コンクリートの中に膝ぐらいまで入って生コンホッパーの作業をしたところ、長靴内にコンクリートが入り込み、炎症を起こした。					

※出典：令和6年6月27日 厚生労働省 労働基準局 公表「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果概要」より抜粋

有機溶剤等健康診断・特定化学物質健康診断の有所見率推移（佐賀県）



SDSを取り寄せ、化学物質のリスクアセスメントを実施しましょう

SDS（安全データシート）とは

化学製品中に含まれるリスクアセスメント対象物質の**名称、危険性、有害性、人体に及ぼす作用、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法**等を、化学製品の譲渡・販売の際に、提供する相手方に伝えるための文書です。



・「**人体に及ぼす作用**」について定期的（**5年以内ごとに1回**）に更新がないか確認が必要です。

・リスクアセスメント対象物を**他の容器に移し替えて保管する場合、内容物の名称・人体に及ぼす作用を明示**する必要があります。（ラベル・文書交付等）

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）はリスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法）を組み合わせて行うことが効果的**です。



リスクアセスメントツール
（職場のあんぜんサイト）

ポイント！

令和6年4月1日より、化学物質を製造・使用する事業場では**化学物質管理者**の選任が義務付けられました。化学物質のリスクアセスメントは、化学物質管理者を中心に実施しましょう。また、リスクアセスメントの結果、保護具の着用を行う場合は、**保護具着用管理責任者**を選任し、確実な着用の管理を行いましょう。

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

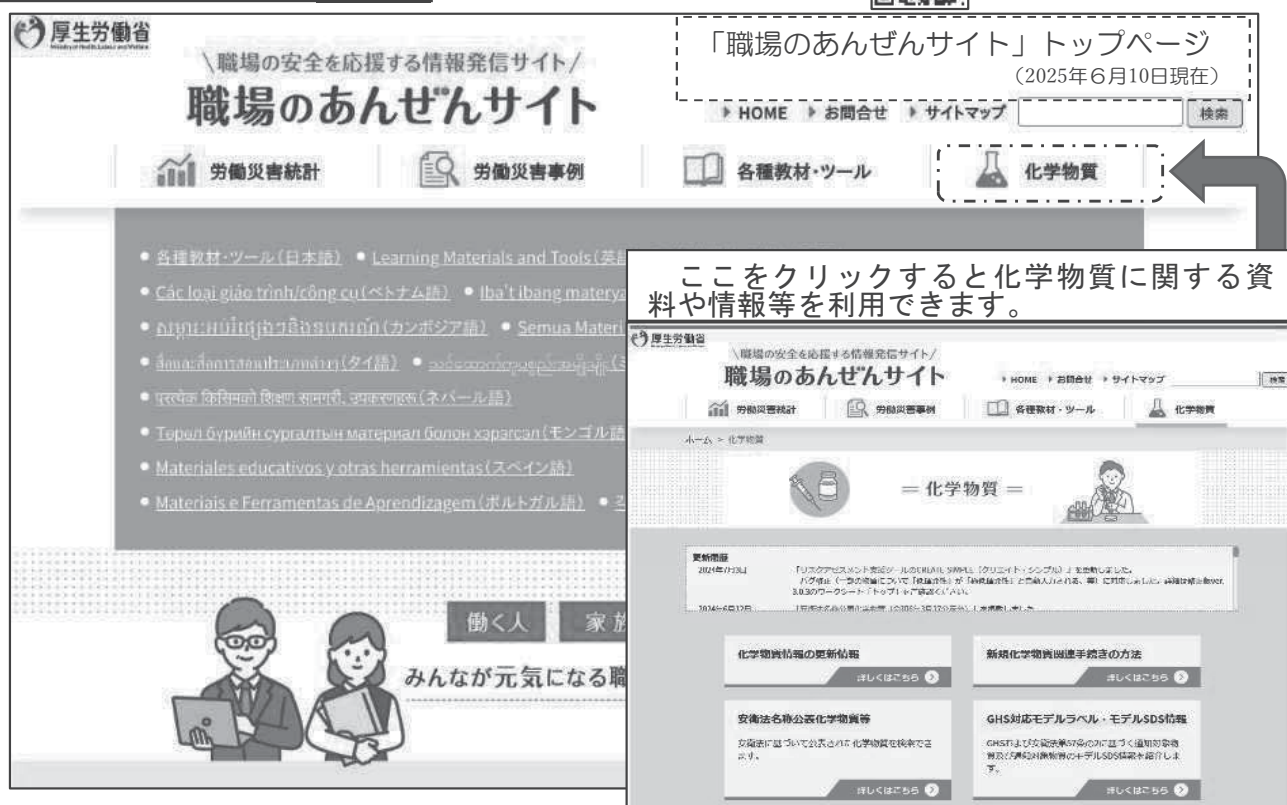
リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況について、**労働者の意見を聴く機会を設け、聴いた意見について記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。

※がん原性物質は30年間保存

「ケミサポ（職場の化学物質管理総合サイト）」のご案内

「取り扱い化学物質の把握方法」や「化学物質のリスクアセスメント支援ツール」
「管理体制、労働者への教育」「GHS分類・ラベル表示・SDS」「用語集、Q & A、
災害事例」「最新情報」等の各種情報を無料で利用することができますので是非ご活
用ください。



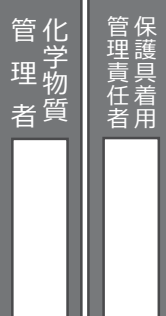
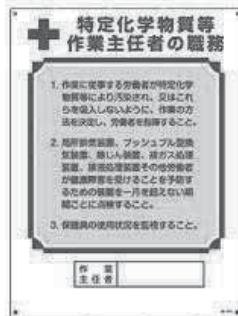
特定化学物質・有機溶剤・粉じん等を取り扱う事業場では 各種掲示が必要です！

○特定化学物質を取り扱う事業場

<有害性等>

【掲示例】	
特定化学物質の名称	クロロホルム クロロホルムの場合
特定化学物質により生ずるおそれのある疾病の種類	前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、肝障害、腎障害、循環器系障害、発がんのおそれの疑い、生殖毒性のおそれの疑い
その症状	眼の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒症（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭暈、めまい、ふらつき、嘔吐、吐き気、嘔吐、食欲不振、知覚異常、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、鼻出血、鼻血、血尿、多尿、多尿、むくみ、体重減少
取扱い上の注意事項	・貯蔵、取扱い作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 ・管理濃度（3ppm）を超えないよう局所排気・全体換気を行なうこと。 ・強塩基、強酸化剤、カリウム、マグネシウム、アルミニウム粉末、重酸と混ぜないこと。 ・接触しないこと、飲み込まないこと、眼に入れないこと、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。使用中に飲食又は喫煙をしないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。換気への放出は避けること。 ・クロロホルムは可燃物と混合して、必要な電気と換気設備のある施設で保管すること。
使用に際し、右の使用すべき保護具を有効に使用すること。	・防毒マスク（有機ガス用） ・化学防護用ゴーグル ・フッ素ゴム製の保護手袋、エプロン

<作業主任者等氏名・職務> <飲食・喫煙・立入禁止等>



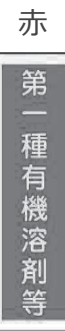
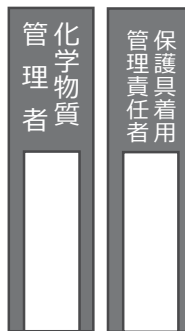
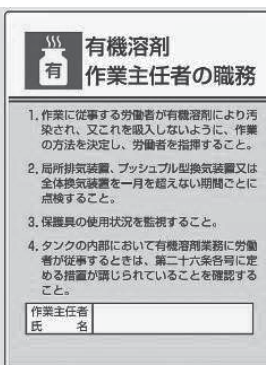
○有機溶剤を取り扱う事業場

<有害性等>

【掲示例】	
有機溶剤（トルエン）の注意事項	トルエンの場合
① 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状	・疾病の種類：前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、腎障害、生殖毒性のおそれ ・その症状：目の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒症（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭暈、めまい、嘔吐、食欲不振、知覚異常、全身倦怠感、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、血尿、多尿、多尿、むくみ
② 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	(1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。 (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入を避けること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。
③ 有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置	(1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体を保温に努めること。 (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への連絡を行うこと。 (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに斜向きにして心肺蘇生を行うこと。
④ 使用すべき有効な呼吸用保護具の種類	(1) 低濃度下では防毒マスク又は防滴電動ファン付き呼吸用保護具（いずれも有機ガス用）を使用すること。 (2) 高濃度下、特定の場所下で使用する場合には、送気式マスク又は自給式呼吸器を使用すること。

<作業主任者等氏名・職務>

<区分表示>



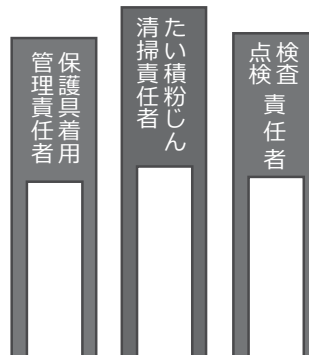
○粉じん作業を行う事業場

<有害性等>

【掲示例】	
工場内は、「粉じん作業を行う作業場」です 次の事項を必ず確認しましょう！！	アーク溶接の場合
粉じん作業の種類	金属をアーク溶接する作業（粉じん別表1 第20号の2）
粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類	気道障害、肺障害、じん肺、肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん
その症状	せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少
取扱い上の注意事項	・全体換気装置等を確実に稼働させながら作業すること。 ・散水、注水等の方法により、粉じんの発生を抑制すること。 ・送風を行う場合は、風下で作業しないこと。 ・二次ばく露を避けるために、真空掃除機または水洗による掃除を毎日1回以上行うこと。 ・全体換気装置等は、定期的に、月1回を目処に点検を行うこと。 ・粉じんが眼に入る可能性がある場合は、保護メガネ等を着用すること。 ・爆発性雰囲気形成するものは、防爆、静電気対策を行うこと。
粉じん作業を行うときは、右の呼吸用保護具のいずれかを有効に使用すること。	・防じんマスク（性能区分「DS2」又は「RS2」以上） ・防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（A級以上、ろ過性「PS2」以上） ・送気マスク又は自給式呼吸器

<各種責任者等氏名>

<飲食・喫煙禁止>



有害性等の掲示（R5.4～）
について詳細はこちら→



疾病の種類及びその症状の
記載例についてはこちら→



一人親方等の保護に関する
リーフレットはこちら→



佐賀労働局第10次粉じん障害防止総合 対策の実施をお願いします

呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育をお願いします。また、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理や廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタ交換の基準を定め、フィルタ交換を管理
また、それを記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用
- 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化

解体作業等で、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。

じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいとされています。



金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

マスクのフィットテストについて

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときには、呼吸用保護具を適切に装着していること確認するためのフィットテストを1年以内毎に1回、実施する義務があります。(令和5年4月1日施行)

なお、使い捨て防じんマスクは、ろ過材と面体が一体となったものであり、面体を有する呼吸用保護具に該当します。

定量的フィットテスト



定性的フィットテスト



陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
特に、粉じん則改正により令和6年4月1日から施行される、作業環境測定結果が第3管理区分に区分された場合の義務について、必要な措置を講じること。
- 特別教育の徹底等
- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- たい積粉じん対策の推進
清掃を行う責任者を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を確実に行わせること。

屋内外における岩石・鉱物裁断等作業、岩石・鉱物・金属研磨等作業、金属アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 健康管理対策の推進
 - ・ じん肺健康診断の結果に応じた作業転換等措置の徹底
 - ・ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進



【アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及、全体換気装置による作業環境の改善
- じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

【金属等の研磨等作業に係る粉じん障害防止対策】

- 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
- 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境改善
- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施
- 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底
- 特別教育の徹底
- たい積粉じん対策の推進

【屋外における岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業、鉱物等の破碎作業に係る対策】

- 呼吸用保護具の使用徹底に係る周知啓発

厚生労働省
佐賀労働局



じん肺健康診断の着実な実施

労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を下記の表に示す頻度で実施し、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。

定期じん肺健康診断の頻度

じん肺管理区分	粉じん作業従事との関連	頻度
管理1	常時粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
管理2	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	3年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
管理3	常時粉じん作業に従事したことがあり、 現に非粉じん作業に従事	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事	

常時粉じん作業を行う事業場の皆様へ

じん肺健康管理実施状況報告 (様式第8号) は、**毎年提出**

する必要があります。

事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、**翌年2月末日までに**「じん肺健康管理実施状況報告（様式第8号）」により所轄の労働基準監督署に提出する必要があります。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
(例)	3年ごとにじん肺健康診断(※の場合)	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)	未実施 (2年目)	実施	未実施 (1年目)
	じん肺健康管理実施状況報告の提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出	提出

報告は
「入力支援サービス」
が便利です！



厚生労働省ウェブサイト

■ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>

■ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>



※ 詳しくは、佐賀労働局健康安全課（0952-32-7176）または県内各労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省
佐賀労働局

石綿障害防止対策について

事業者は、建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修などを行うに当たり、石綿が使用されているか**事前に調査**する必要があります。

石綿含有(石綿含有率0.1%超え)の場合(石綿含有みなしを含む)は、**労働者の石綿粉じんへのばく露防止のため、石綿障害予防規則に定める措置を行う必要があります。**

対象作業

建築物、工作物、
鋼製の船舶の
【解体、破碎、改修 又は
石綿の除去、封じ込め・囲い込み

リフォーム工事
も含まれます

※上記のうち封じ込め・囲い込みは、吹き付け石綿や石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材が対象です。これ以外の場合であっても、Ⅳ～Ⅶの規定の一部は、すべての石綿取扱い作業に適用されます。

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の繊維状鉱物であり、耐熱性に優れているなどの特性があるため、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

●石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せきなどの症状があり、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

●肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

●胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

現在はその製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により全面的に禁止されていますが、禁止前に着工した建築物やその他の工作物等に石綿を含む建材が使用されている場合があります。

発注者は、石綿がない場合も含め、資料の保存に努めてください。

Ⅰ 発注者などからの情報提供

※石綿なしの場合も含む

Ⅱ 事前調査の実施、結果の記録・掲示、労働基準監督署への報告

※石綿なしの場合も含む

石綿あり又は
含有みなしの場合

Ⅲ 作業計画の作成、労働基準監督署への届出

※特定の建材を除去するなど一部の作業が対象

Ⅳ 隔離・立入禁止などの作業前の準備

Ⅴ 作業中の措置（作業方法）

作業者は保護具などを着用しなければなりません。

Ⅵ 作業後の措置など

作業に使用した器具や保護具などについては、付着したものを除去しなければ、作業場外に持ち出すことはできません。

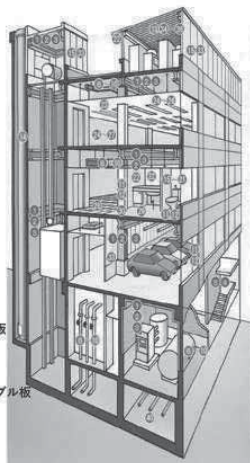
Ⅶ 石綿作業の資格・教育・健康診断・記録

石綿の使用部位例

出典：国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」より一部改変

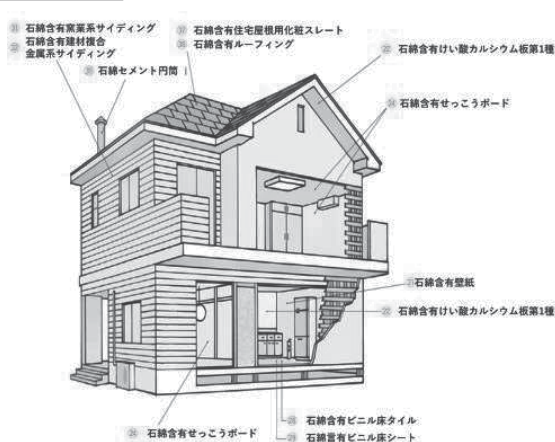
鉄骨造・RC造

- ① 吹付け石綿
- ② 石綿含有吹付けロックウール
- ③ 湿式石綿含有吹付け材
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト
- ⑤ 石綿含有吹付けパーライト
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材
- ⑨ 石綿含有パーライト保温材
- ⑩ 石綿保温材
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材
- ⑭ 壁用折板石綿断熱材
- ⑮ 石綿含有スレートボードフレキシブル板
- ⑯ 石綿含有スレートボード平板
- ⑰ 石綿含有スレートボード軟質板
- ⑱ 石綿含有スレートボード軟質フレキシブル板
- ⑲ 石綿含有スレートボードその他
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板



- ① 石綿含有パルプセメント板
- ② 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ③ 石綿含有ロックウールの吸音天井板
- ④ 石綿含有せっこうボード
- ⑤ 石綿含有パーライト板
- ⑥ 石綿含有その他パネルボード
- ⑦ 石綿含有壁紙
- ⑧ 石綿含有ビニル床タイル
- ⑨ 石綿含有ビニル床シート
- ⑩ 石綿含有ソフト巾木
- ⑪ 石綿含有窯業系サイディング
- ⑫ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ⑬ 石綿含有押出成形セメント板
- ⑭ 石綿含有スレート波板大波
- ⑮ 石綿含有スレート波板小波
- ⑯ 石綿含有スレート波板その他
- ⑰ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ⑱ 石綿含有ルーフィング
- ⑲ 石綿セメント円筒
- ⑳ 石綿セメント管

木造



事前調査の流れ

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

事前調査の流れ①

事前調査の基本は
「現場」「現物」「現実」

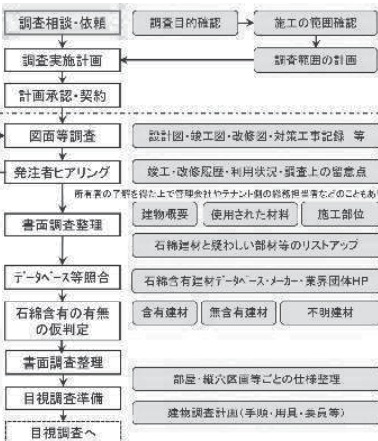
書面調査（設計図書等の調査）

図面等との照合

目視調査のための
事前準備

図面等が断片的無しも、
建築物の名称、レイアウト、構造、
建物履歴などのヒアリング情報から
推測する。

目視調査せず書面調査
の判定で、調査を確定
終了してはいけない
（2008年（平成20）年10月1日施行の改正
法により、全ての建築物で目視調査
が義務付けられたことにより）



事前調査の流れ②

目視調査

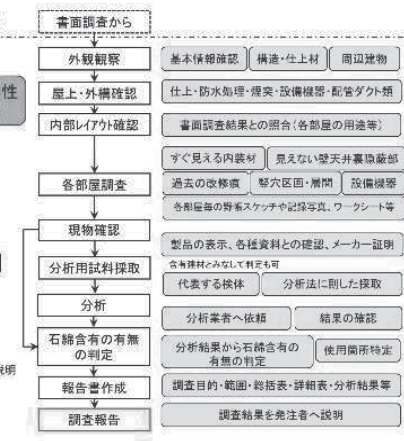
書面調査結果との整合性
差異あり→現場優先

実地判定は、
調査目的など必要に応じて
各部屋調査時などに実施

みなし含有判定の場合

みなし含有判定と
分別による含有・無含有判定は
判定結果の持つ意味合いが
異なるため明確に区別して
取扱い、報告書等を作成

依頼者の目的にあわせて報告説明
・解体工事・改修工事計画用
・建物維持管理計画用
・不動態取引・資産管理用
など



不適切事例（全国）

出典：環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

レベル1の石綿含有建材が使用されていることが把握され、大防法及び安衛法に基づく届出が行われた現場において、**地方公共団体が敷地境界における石綿濃度測定を行ったところ石綿繊維が検出された**。届出がされた箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1の石綿含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井と共に破壊されていた。本件の原因としては、**事前調査が不十分であったこと**のほか、**事業者が工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止を行わなかったと指摘されている**。

建築物の解体工事において、**機械室の煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された**。原因として以下の点が挙げられている。
・当該建築物において過去に行われたアスベスト含有建材の除去工事では、**機械室は対象に含まれていなかったが、発注者は、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材が全て除去されたものと判断したこと**。
・事業者は、**発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと**。

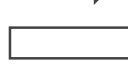
建築物の解体工事において、建築物の所有者から石綿含有建材は使用されていないという説明を受けていたこと、当該建築物では改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており天井裏の調査が行いにくかったことから、**適切な事前調査がされず**、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。工事開始後、**天井板を撤去後にレベル1の石綿含有建材が確認された**。

参考WEBサイト

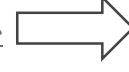
石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）



「目で見えるアスベスト建材」（国土交通省）



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル



高齢労働者の安全と健康確保のための指針

この指針は、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

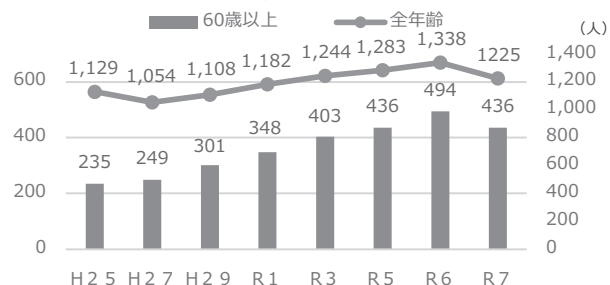
※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。
(令和7年は35.6%)

＜佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移＞

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上） ※新型コロナウイルス感染症除く

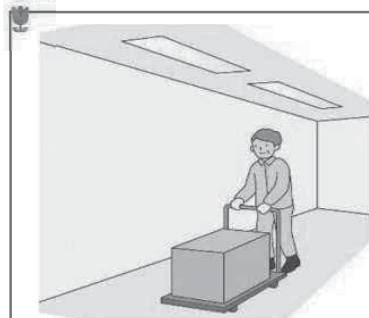


1. 事業者求められる取組

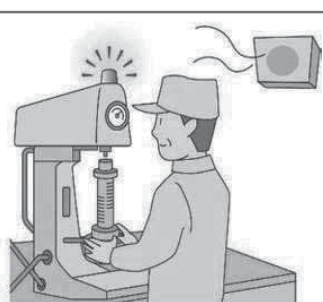
（1）職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入）

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

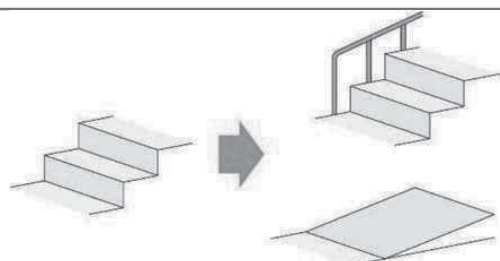
対策の例



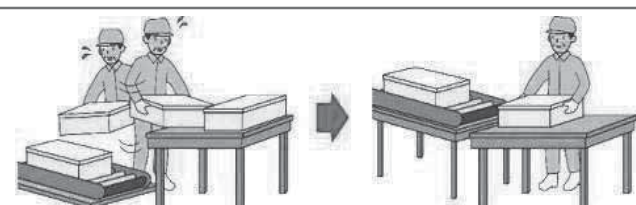
通路を含め作業場所の照度を確保する



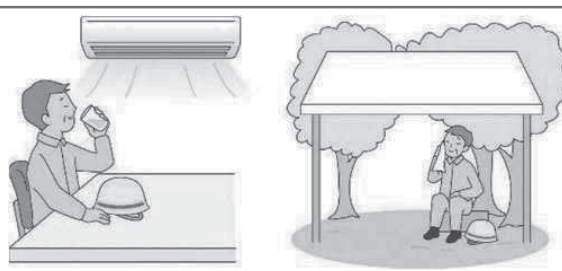
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



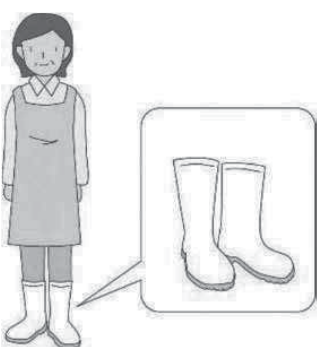
階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



耐滑靴を利用させる

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険個所に標識灯で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

（２）高齢労働者の健康や体力の状況の把握

①健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

②高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

（３）安全衛生教育

①高齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

②管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



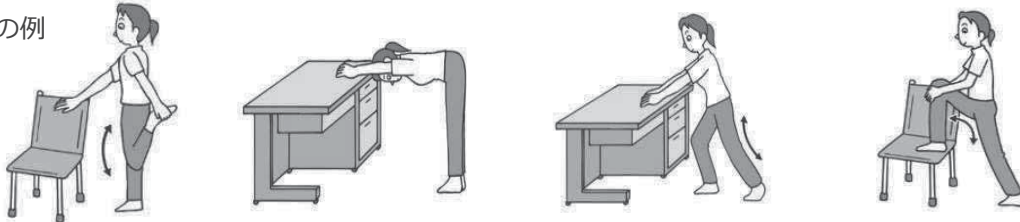
転倒・腰痛防止視聴覚機材

～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）他



労働者に求められる取り組み：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国・関係団体等による支援の活用

- （１）中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- （２）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- （３）エイジフレンドリー補助金等の活用（令和８年度より熱中症対策コースが新設）
- （４）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- （５）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください

■厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されています

2025年1月1日から以下の手続について電子申請が原則義務化されました

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 定期健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されたもの以外にも...

- ・足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
 - ・特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
 - ・特定元方事業者の事業開始報告
- など多くの届出等が電子申請可能です

報告は
「入力支援サービス」
が便利です！



「入力支援サービス」

※電子申請の利用には次のいずれかのアカウント（無料）が必要です。

- ・e-Gov アカウント
- ・G ビズ ID
- ・Microsoft アカウント



「アカウントの登録方法」

電子申請等問い合わせ先、手順書等一覧

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先・操作マニュアル等
e-Gov、e-Gov利用方法について	e-Gov利用者サポートデスク	050-3786-2225 
e-Govの利用説明書	—	e-Gov初心者ガイド
入力支援サービス利用方法について	入力支援サービスヘルプデスク	03-5829-5921 chohyo-sup @grandunit.com 
入力支援サービス利用説明書	—	入力支援サービスサービス利用方法 
入力支援サービス死傷病報告手順書	—	労働者死傷病報告の電子申請方法について 

「入力支援サービス」
を使えば、報告書類の
作成や電子申請がス
ムーズに行えます！



作業環境測定機関一覧表

(佐賀労働局長登録)

(令和8年7月18日現在)

登録 番号	名 称	所 在 地 (電話番号)	登 録 号 別
41-2	一般財団法人 佐賀県産業医学協会	〒840-0857 佐賀市鍋島町八戸 1994-1 TEL 0952-22-6729	① * ③ ④ ⑤ (フィットテスト可)
41-3	一般財団法人 佐賀県環境科学検査協会	〒840-0033 佐賀市光1丁目1-1 TEL 0952-22-1651	① * ③ ④ ⑤
41-4	藤井環境調査測定センター	〒849-1311 鹿島市高津原 4373-1 TEL 0954-68-0301	① * ③ ④ ⑤ (フィットテスト可)
41-5	株式会社アトックス 玄海事業所	〒847-1441 東松浦郡玄海町大字浅湖 4112-1 TEL 0955-52-3241	* ② * * *

凡例 登録号別 (作業環境測定法施行規則 別表) : 測定を行うことのできる作業場

- ① 特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿（製剤を含む。但し、アモサイト及びクロシドライトを除く。）を製造し、又は取り扱う屋内作業場
- ② 放射性物質取扱作業室
- ③ 特定化学物質（製剤を含む。但し、①及び④に掲げるものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- ④ 鉛作業を行う屋内作業場及び特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）若しくはマンガン及びその化合物（それぞれ製剤を含む。）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
- ⑤ 有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

ストップ! 労災!!



佐賀労働局

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
(佐賀第二合同庁舎4階)

tel:0952-32-7155

健康安全課(ダイヤルイン)

tel:0952-32-7176

佐賀労働基準監督署

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
(佐賀第二合同庁舎3階)

方面(労働条件、解雇、賃金)

tel:0952-32-7133

安全衛生課(安全・健康確保)

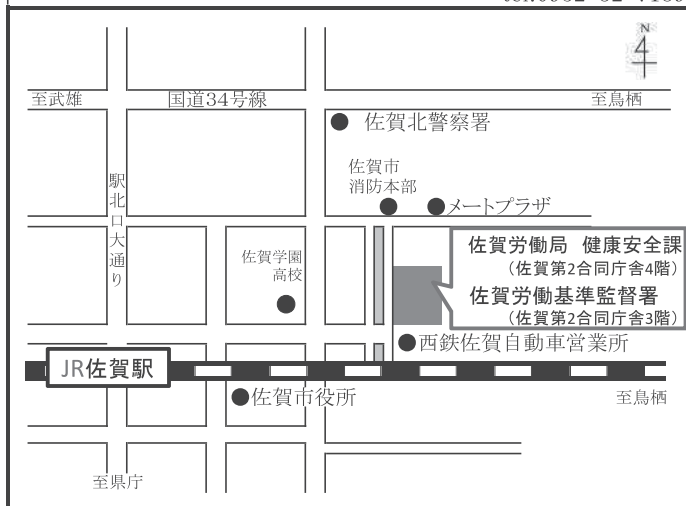
tel:0952-38-5411

労災課(労災補償)

tel:0952-32-7141

総合労働相談コーナー

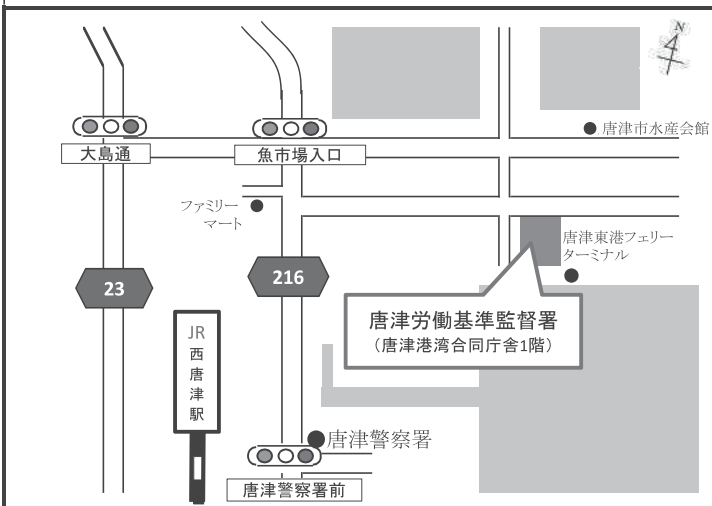
tel:0952-32-7189



唐津労働基準監督署

tel:0955-73-2179

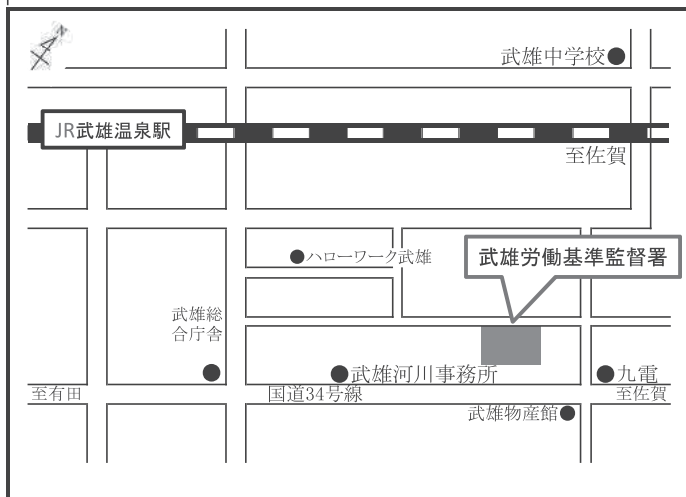
〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214-6
(唐津港湾合同庁舎1階)



武雄労働基準監督署

tel:0954-22-2165

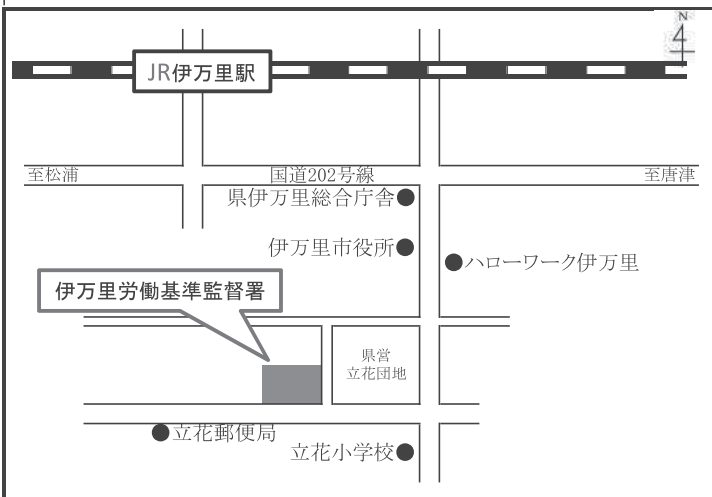
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



伊万里労働基準監督署

tel:0955-23-4155

〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。